

答 申 第 5 3 号
令和 4 年 1 0 月 1 8 日

高崎市長 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市個人情報保護条例第 3 0 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 3 月 8 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 5 1 号

令和 3 年 1 0 月 1 4 日付「個人情報部分開示決定」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第251号

答申番号：答申第53号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年10月8日付で行った個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要と経緯

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市個人情報保護条例（平成3年高崎市条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和3年9月24日付けで「㊦●●●●●さん（社会福祉士）が、高崎市に提出した請求人に係る高齢者虐待の事実確認等に関する記録や報告など、一切の個人情報」という内容の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、令和3年10月8日に、本件請求について、請求者以外の第三者に関する情報、調査・判定に関する情報（以下「本件情報」という。）にあたり、条例第14条第1号及び第5号に該当するとして、個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し令和3年10月14日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第5項の規定に基づき、令和3年11月26日付けで弁明書を請求人に送付した。

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づく反論書及び同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第32条第1項の規定により、証拠書類として「個人情報保護法の解説（証拠1）」を実施機関に対し令和3年12月3日付けで提出した。

第3 争点

本件情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のように主張している。本件処分は、請求人が「おそれ」を理由に挙げており、その「おそれ」有無の

判断は、実施機関が行うこととなるが、恣意的な判断が容認されるものではなく、「おそれ」には一般的な蓋然性が必要である。ただし、実施機関は極めて抽象的な「おそれ」を主張するのみで、請求人が行った情報開示の関係では、具体的に「おそれ」が現実の危機として発生することの主張・立証は行われていないため、「おそれ」が現実の危機として、いつ、どこで、どのような形で発生するかについて、具体的に立証することが出来ない場合は、部分開示の取り消しを求めるものである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び令和4年6月2日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人が、本件請求により求められている情報は●●●●さん(社会福祉士)が、高崎市に提出した請求人に係る高齢者虐待の事実確認等に関する記録や報告など、一切の個人情報であり、当該開示請求の対象となる文書が存在していることから部分開示を行った。
- (2) 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という)第9条第1項に明記されているように、高齢者虐待に係る通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うものとしており、本件不開示部分は、事実確認のための心身の詳細な状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係する情報であり、権利利益を害するおそれがあり、違法性はない。
- (3) 法第16条では、市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護を適切に実施するため、地域包括支援センター、その他関係機関や民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないとしており、本件対象文書は、守秘義務が課せられた者による非公開の会議において使用された文書であり、高齢者虐待の認定のために行われた予測や判断が含まれるものであるため、開示することにより、市と関係機関との協力及び信頼関係が損なわれ、高齢者等への支援援助の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) よって、高齢者虐待の案件において、開示することで第三者から任意での適切な情報提供を受けがたくなるという点において、市及び関係機関の高齢者虐待への対応に支障が生ずる可能性、高齢者等への支援援助の適切な遂行に支障を及ぼす可能性は相当程度あり、蓋然性があることまで必要ないと判断した。
- (5) ここで、請求人の求める情報は、条例第14条第1号、第三者の情報を開示することにより第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるもの及び同条第5号カ、判定その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと判断し、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 争点

本件情報について、条例第14条第1号及び第5号の規定により不開示とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 条例第14条第1号の該当性について

ア 条例第14条は、実施機関に個人情報の開示義務を課し、不開示とすることのできる場合を限定列挙している。そして同条第1号は、開示請求者以外の個人情報に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるときは非開示にすることができる」と規定している。

イ 本件対象文書には、事実確認のための措置として、高齢者の心身の詳細な状況が記録されており、そこに記録されている社会福祉士の記述は、条例第14条第1項「開示請求者以外の個人に関する情報」と、「第三者の情報を開示することにより、第三者の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

(2) 条例第14条第5号カの該当性について

ア 条例第14条各号は、本人に開示しないことができる情報を挙げているが、条例第14条第5号は、市の機関等の事務事業情報のなかで、開示することにより、公正かつ円滑な事務又は事業の執行を妨げるおそれがあることが明らかである情報については、開示しないことができると定めている。その中で、同条同号カでは、「指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときは不開示にすることができる」と規定している。

イ 本件対象文書は、守秘義務が課せられた者による非公開の会議において使用された文書であり、高齢者虐待の判断が含まれるものである。本件対象文書を開示することにより、処分庁と関係機関との協力及び信頼関係が損なわれ、高齢者等への支援援助の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示情報に該当する。

ウ 一方で、請求人は、市長が開示しない理由に挙げた「おそれ」の有無の判断は、まずは市長が行うこととなるが、恣意的な判断が容認されるものではなく、その「おそれ」には一般的な蓋然性が必要であると主張する。しかし、「おそれ」について、公にすることにより個人の権利利益を害することや、高齢者等への支援援助の適正な遂行に支障を及ぼす等の法的保護に値する蓋然性が相当程度あることから、現実の危機として「いつ、どこで、どのような形で発生するのか」といった高度な蓋然性があることまで必要なものではない。

エ したがって、事実確認票における部分開示については、条例第14条第1号の請求人以外の個人に関する情報が含まれており、開示することで個人の

権利利益を損なうおそれがあるもの及び本件対象文書を市が開示することにより、高齢者あんしんセンター、介護施設等との協力や信頼関係が損なわれるなど、市の機関の高齢者虐待への対応、高齢者等への支援援助という事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあることから条例第14条第5号カに該当するため、いずれにしろ部分開示とするのが相当である。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和4年3月8日	諮問
令和4年6月2日	審議
令和4年8月24日	答申調整
令和4年10月14日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	本島久仁倫